

# 宿泊税の制度について

# 目次

(1) 課税客体・納税義務者	.....	3P
(2) 徴収方法・特別徴収義務者	.....	3P
(3) 申告納入期限・課税を行う期間	.....	4P
(4) 税率・免税点	.....	5P
(5) 課税免除	.....	6P
(6) 入湯税の改正	.....	6P
(7) 特別徴収義務者の事務負担の軽減	.....	7P
(8) その他	.....	7P

# 宿泊税の制度について

## (1) 課税客体・納税義務者

課税客体は民泊を含めた宿泊施設への宿泊行為とし、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数（または宿泊料金）を課税標準、その宿泊者を納税義務者とする。

- 東京都を除く全ての導入自治体が、「ホテル」「旅館」等のほか「民泊施設」も課税の対象としており、また全ての導入自治体において、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数（または宿泊料金）を課税標準、その宿泊者を納税義務者としている。※東京都も見直しの会議で民泊施設を対象とする議論を始めている。

## (2) 徴収方法・特別徴収義務者

宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とする。

団体名	徴収方法	特別徴収義務者	納入期限
全ての導入自治体	特別徴収 ※ 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に納入する。	宿泊事業者等	毎月末日までに、前月の初日から末日までの分の宿泊税を自治体に納入 ※ 一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能

# 宿泊税の制度について

## (3) 申告納入期限・課税を行う期間

- ①申告納入期限は原則、毎月末日までに前月分を納入することと、申告納入額が一定額を超えない場合に3ヶ月分をまとめて申告納入できる「申告特例制度」を導入するのが適当ではないか。
- ②課税の期間は、最初期においては様々なトラブルが想定されるため、初回は早い時期に制度の見直しを執行し、その後は一定の期間での見直しとする。

### ○いただいたご意見

- ・さまざまなトラブルが最初は出てくると予想されるため、最初の見直し期間は早い時期がよいのではないか

団体名	課税を行う期間（見直しを行う期間）
広島県 札幌市 京都市 等	条例施行後5年
福岡県 福岡市 北九州市 等	条例施行後3年（その後は5年）
岐阜市 長崎市	条例施行後3年
熊本市	条例施行後2年*（その後は5年）

# 宿泊税の制度について

## (4) 税率・免税点

免税点については、宿泊事業者側の事務負担を軽減するため、設けない。

○いただいたご意見

- ・免税点については、設定すると事業者の事務負担が大きくなり、小規模事業者ほどその負担が大きくなるのではないか。
- ・現在の宿泊業の料金形態では、宿泊料金が毎日変動しており、免税点があると価格の設定が非常に難しくなる。

税率については、使途事業額やアンケートの実態から、一定額（200円）としたい。

○いただいたご意見

- ・町の使途事業の金額を示さないと判断が難しい。
- ・宿泊者の税率に対するアンケート結果がでないと判断が難しい

課税団体	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円 今後、高価格帯の宿泊料金に対しての宿泊税の改正を予定している。	①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	①宿泊料金の2%	①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円	一律150円	①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:500円
～1万円	200円	200円	200円(1万円の場合)	150円	150円	100円
～1.5万円	200円	200円	300円(1万5千円の場合)	150円	150円	200円
～2万円	200円	200円	400円(2万円の場合)	150円	150円	200円
～5万円	500円	500円	1,000円(5万円の場合)	450円	150円	500円
5万円～	1,000円	500円	1,600円(8万円の場合)	450円	150円	500円

※令和6年度以降での導入団体においても、基本税率を200円とする自治体が多い

# 宿泊税の制度について

## (5) 課税免除

修学旅行生の誘致を施策としていないこと、スポーツ団体の誘致が難しく、その施策に宿泊税の活用を検討したいこと、宿泊事業者の事務負担の軽減から、課税免除に関しては設けない。

○いただいたご意見

- ・スポーツ団体の誘致が難しい状況にあり、そのための施策の財源として、宿泊税を活用したいため、課税免除をするとその用途に充てることがむずかしい。
- ・宿泊者の税率に対するアンケート結果がでないと判断が難しい

## (6) 入湯税の改正

宿泊税の改正と合わせて、入湯税の税率を改正することは、もともとの活用していた事業に影響があることから、入湯税の改正は行わないことが適当ではないか。

事例	市町村							
	自治体名	大津町	熊本市	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)
入湯税制度		1人1日につき 150円	1人1日につき 150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …30円
宿泊税導入に伴う改正		-	改正していない	改正していない	改正していない	改正 導入前は1人1泊につき 150円	改正していない	改正していない

# 宿泊税の制度について

## (7) 特別徴収義務者の事務負担の軽減

- ①特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入することが望ましい。  
 ②システム改修等の初期投資に係る負担軽減として、費用負担軽減に対する助成の制度を導入することが望ましい。

京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市・北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府
宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金
納期内納入金額の3.0% (令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円	①すべて期限内に完納:納期 内完納額の3.0% (令和6年度以降は2.5%) ②期限内に未納の月がある: 納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生:期 限内完納額の1.5%	納期内納入額の3.0%(令和 7年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度～令和6年度) 期間内にすべて電子申告し、 納期限までに納入する:さらに 3.5%加算)	納期限内納入額の2.5% 【交付上限額】 50万円	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて期限内に完納:納 期内完納額の3.0% ②期限内に未納の月があ る:納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生: 期限内完納額の1.5%

自治体名	熊本県熊本市	北海道札幌市	岐阜県下呂市	宮城県仙台市	岐阜県松江市
補助制度名称	熊本市宿泊税レジシステム等 整備費補助金	札幌市宿泊税システム整備費 補助金	下呂市宿泊税システム整備費補助 金 (令和7年度限り)	仙台市宿泊税レジシステム改 修補助金 (令和6年10月4日～令和8年 2月27日)	松江市宿泊税レジシステム改 修等補助金(令和7年6月2日 (月)から令和7年12月26日 (金)まで)
補助率・限度額	補助対象経費に対し、1施設ごと に以下の条件で交付します。 ①50万円までは全額補助 ②50万円を超える部分は2分の 1補助 (※ただし、①、②合わせて補助額 100万円を限度とする)	2分の1 宿泊施設ごとに 上限50万円	10分の10	補助対象経費に1施設ごとに 以下の条件で交付します。 標準補助上限額 150万円 補助率 10分の10 なお、150万円を超える申請 については、事前に整備内容 について協議を行った上で、 必要と認められる場合のみ 交付します。	補助対象経費の2分の1。 ただし、補助事業者が市内に 有する宿泊施設(補助事業に 係るものに限る。)の数に25 万円を乗じて得た額を上限と する。
補助対象経費	・既存のレジシステムの改修 ・新たなレジシステムの構築 ・ハードウェア及びソフトウェアの 購入 ・既存のパンフレット等の修正経 費 など	レジシステムの改修及び構築 ソフトウェアの購入 PC、タブレット端末、プリン ター、スキャナー及びそれらの 複合機器の購入 POSレジ、モバイルPOSレジ の導入	宿泊税の導入に伴い発生する既存 のシステムの改修又は更新にかか る経費 ※経常的経費、交際費及び飲食費、 他の補助金等の交付対象となっ ている経費は除く。	既存のレジシステムの改修 新たなレジシステムの構築 ハードウェア及びソフトウェア の購入	宿泊税導入に伴い必要となっ た次に掲げる事務又は事業に 係る経費。 既存のレジシステムの改修 新たなレジシステムの構築 ハードウェア及びソフトウェア の購入(メーカー直販又は家電 量販店からの購入に限る。)

## (8) その他

- ・宿泊事業者の事前準備や、旅行者への周知に必要な期間を十分に確保する必要がある。
- ・宿泊税について、リーフレットや表示板を作成するなど、制度の周知広報に努める必要がある。